

主題	農業従事者・行政機関等に対する労務管理等の研修会を実施しました		
実施日	令和7年8月6日	参加者	・長崎県青果移出商業協同組合の事務局と11社の農業従事者 ・長崎県中小企業団体中央会 ・雲仙市商工会 ・雲仙市役所 農林課及び商工労政課 ・島原市農林課 計23名

概 要

今般、島原労働基準監督署は長崎県青果移出商業協同組合と連携し、同組合に所属する農業従事者及び雲仙市、島原市の農林課等に向けて、①**労務管理の基本**、②**令和7年6月から施行された熱中症対策の義務化**、③**労働者死傷病報告等の電子申請の義務化**、④**外国人を雇用する際の注意点**、⑤**今後の法改正による50名未満の事業場に対するストレスチェックの義務化**、⑥**業務改善助成金をはじめとする各種助成金**について説明を行いました。

農業は労働時間・休憩・休日に関する労働基準法の適用が除外されていますが、担い手の確保が喫緊の課題となる中、より良い就業環境の整備が重要であることから、他産業と同じように休日を週1回以上（できれば週2日）確保し、時間外・休日労働を行わせた場合には割増賃金を支払うことや、年次有給休暇の取得促進等、労働条件の更なる向上をお願いしました。

島原半島においては、技能実習生や特定技能外国人が農業分野において県内で最も多く就労しています。外国人労働者の労働条件の確保はもちろんのこと、安全衛生に関する母国語での周知及び教育に配慮するようお願いしました。

研修会前日に地域別最低賃金額改定の目安が公表されたことにも触れ、最低賃金額を下回らないように賃金を管理する方法について、月給制の場合を例にしながら、実演も交えて一緒に確認しました。

